

令和 6 年 2 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年2月15日(木) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	欠	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	欠	16	佐 藤 洋	欠
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	欠
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

課 長 前田 伸吾

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 8 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 9 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 10 号	農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 11 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	報告第 12 号	農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
日程第 8	議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議案第 13 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 10	議案第 14 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 11	議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 12	議案第 16 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 13	議案第 17 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 18 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 19 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 18	議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 19	議案第 23 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 20	議案第 24 号	現況確認証明申請について
日程第 21	議案第 25 号	令和 6 年度標準農作業料金の決定について
日程第 22	議案第 26 号	農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和６年２月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は５番委員、６番委員、１６番委員、１９番委員であります。そのため、本日は職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。また、３番委員からは所用の為に午後３時３０分頃退席、１７番委員からは所用の為に午後１時５０分頃退席との通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、２番委員、３番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第８号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第２号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第８号専決第２号についてご説明いたします。議案書の２ページから３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第３号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第８号専決第３号についてご説明いたします。議案書の４ページから５ページになります。不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようと

する方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、不動産取得税徴収猶予で１１件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第４号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第８号専決第４号についてご説明いたします。当日配布議案書の１ページから２ページになります。不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、不動産取得税徴収猶予で６件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第９号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１７番委員からの報告を求めます。

１７番委員 報告第９号についてご説明いたします。議案書の６ページになります。去る２月６日午前１１時頃より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、受け手１名、福島県農業振興公社より１名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から農地について、１０アールあたり田が４８万円、畑が２５万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め、５５万３，６４１円となりました。なお、この件は、議案第１２号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議方よりお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第10号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第10号についてご説明いたします。議案書の7ページになります。今回3件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第11号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第11号についてご説明をいたします。議案書の8ページから9ページ、整理番号1番から3番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。先ず、整理番号1番については、平成5年頃に祖父が駐車場として整備し貸し出していました。平成22年に現所有者が相続し、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番については、平成24年頃に農地として贈与を受けましたが、その後貸駐車場として整備し使用しております。今回、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号3番については、平成26年に農地に隣接する山林を資材置場として開発し使用しておりました。その際に、資材置場の進入路として、隣接地を土地所有者から借り受けておりました。この度、借り受けていた土地を購入することになり、土地調査を行ったところ、農地の一部を進入路として使用していることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 12 号「農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 12 号についてご説明をいたします。議案書の 10 ページから 11 ページになります。今回変更した箇所としまして、田の小高区の表記を変更しております。修正前は小高区全域としておりましたが、実際に賃借料の標準的な水準を算出するため、平均値のプラスマイナス 70 パーセントを超えるものを除外した際に、今回の金額になりましたが、基盤整備中の飯崎地区と小屋木地区のデータのみとなりましたので、小高区全域から小高区の基盤整備中の飯崎、小屋木地区のみということで表記を変更しております。内容につきましては、令和 5 年 1 月から 12 月までに、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により締結された賃貸借における賃借料水準を示したものとなっております。賃借料の標準的な水準を算出するため、平均のプラスマイナス 70 パーセントを超えるものについては除いております。なお、賃借料情報は議案第 25 号の農作業料金表とともに、市の広報紙等で周知する予定となっております。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、利用権設定関係の整理番号 7 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、8 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 12 号利用権設定関係の整理番号 7 番についてご説明いたします。議案書の 14 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 12 号利用権設定関係の整理番号 7 番につきまして説明をいたします。議案書の 14 ページになります。今回の議案につきましては、圃場整備及び担い手の利用調整となります。詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、賃借料については、双方合意の上で決定をしてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全てについて、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 12 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 12 ページから 15 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第１２号の残り全てにつきまして説明をいたします。議案書の１２ページから１５ページになります。所有権移転が１件、利用権設定が１４件となっております。所有権移転につきましては、報告第９号に係る内容でございます。なお、所有権移転の対価につきましては、所有権移転調整会議において決定し、賃料については双方合意の上で決定しているところでございます。利用権設定につきましては、整理番号１番から１１番までが圃場整備及び担い手の利用調整の中身でございます。それ以降の番号につきましては、鹿島区一般地域における担い手の利用調整に係るものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第９、議案第１３号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号４番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第３１条の規定により、佐藤推進委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１３号整理番号４番についてご説明いたします。議案書の１７ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第１７条の２第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第１３号整理番号４番について説明いたします。議案書の１７ページになります。利用権設定が１件となっております。今回の議案につきましては、圃場整備及び担い手の利用調整となっております。詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては双方合意の上で決定をしております。

ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
佐藤推進委員の復席を許します。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全てについて、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 13 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 16 ページから 18 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 13 号の残り全てについて説明いたします。議案書の 16 ページから 18 ページになります。原町区の圃場整備及び担い手の利用調整に係る利用調整となっております。なお、賃借料につきましては双方合意の上で決定をしてございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 14 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件があり

ますので、農業委員会法第 31 条の規定により、1 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 14 号についてご説明いたします。議案書の 19 ページから 31 ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 14 号について説明いたします。議案書の 19 ページから 31 ページになります。鹿島区の右田海老地区におきまして、担い手と農地の利用調整に伴う農用地利用規程の一部を改正することにつきまして、審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、22 ページから 25 ページの記載の通りでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
1 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 11、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 15 号についてご説明いたします。議案書の 32 ページから 35 ページになります。詳細については記載のとおりです。補足を要する案件として、申請

番号 7 番から 10 番について、譲受人が高齢ですが、妹家族の協力により葉物野菜を作付する予定ということで妥当と判断しております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 16 号についてご説明いたします。議案書の 36 ページから 38 ページになります。詳細については記載のとおりです。申請番号 2 番から 6 番については、議案第 23 号関連の案件で、営農型太陽光発電設備に係る区分地上権の設定です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 17 号についてご説明をいたします。議案書の 39 ページ、申請番号 1

番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号2番及び3番については、報告第11号の関連であり、違反の追認を得るための申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号1番について、現地調査委員の17番委員が退席されましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第17号申請番号1番について、17番委員に代わりまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。去る2月9日午後3時頃より、申請人の代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題がないと判断してまいりました。以上です。

議 長 次に、申請番号2番、3番について、4番委員。

4番委員 議案第17号申請番号2番についての調査報告をいたします。現地案内図は2ページです。報告第11号整理番号1番関連の案件で、申請内容は記載のとおりとなります。去る2月9日午前9時40分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第17号申請番号3番についての調査報告をいたします。現地案内図は3ページになります。報告第11号整理番号2番関連の案件で、申請内容は記載のとおりとなります。去る2月9日午前9時10分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。議案書の40ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良をするための一時転用申請であり、転用期間は許可日から6か月となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、4番委員。

4番委員 議案第18号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。去る2月9日午前9時25分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第19号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第19号についてご説明いたします。議案書の41ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりであり、議案第23号申請番号1番関連の案件です。事業計画変更に係る事由ですが、植林をする目的で平成22年5月14日付けの転用許可を受け、植林は完了しています。杉の植林を行いました。一部は活着が良好で生育しましたが、その他の箇所については土壌がアルカリ性のため、徐々に枯れてしまいました。現状では、農地としても、山林としても活用が困難であることから、太陽光発電用地として活用し、耕作放棄地の更なる荒廃を防ぐため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 19 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 5 ページのとおりです。去る 2 月 9 日の正午より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 20 号についてご説明いたします。議案書の 42 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。籾殻置場を整備するための転用申請になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 20 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 6 ページのとおりです。去る 2 月 13 日午前 10 時 45 分頃より、代理人行政書士からの説明を受け、また調査書の調査項目に基づき調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 21 号についてご説明いたします。議案書の 43 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、進入路、資材置場として使用するための転用申請であり、報告第 11 号整理番号 3 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 21 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。報告第 11 号整理番号 3 番関連の案件であり、申請内容は記載のとおりとなります。去る 2 月 9 日午前 8 時 50 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 22 号についてご説明いたします。議案書の 44 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、農機具置場を建築するための転用申請です。

続きまして、申請番号２番については、住宅を建築するための転用申請です。
続きまして、申請番号３番については、機械倉庫を建築するための転用申請になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号１番について、１１番委員。

１１番委員 議案第２２号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は８ページになります。申請事由は記載のとおりであります。去る２月８日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号２番について、１５番委員。

１５番委員 議案第２２号申請番号２番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は９ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る２月１２日午後３時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号３番について、１４番委員。

１４番委員 議案第２２号申請番号３番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１０ページになります。現地調査は、２月９日午後１時３０分頃より、申請人及びその代理人の立ち会いのもとに行いました。調査の内容につきましては、調査項目に基づきまして、申請人及び代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 23 号についてご説明いたします。議案書の 45 ページから 47 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、議案第 19 号申請番号 1 番関連の案件であり、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号 2 番から 6 番については、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了することから、再度一時転用申請をするものになっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 23 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 5 ページのとおりです。去る 2 月 9 日の正午より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、現地調査委員の 17 番委員が退席されましたので、事務局から報告を願います。

事務局 議案第 23 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 11 ページです。去る 2 月 10 日午前 10 時頃より、設定人立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り及び現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断いたしました。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 次に、申請番号 3 番について、現地調査委員を代表しまして、4 番委員から報告を願います。

4 番委員 議案第 23 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 12 ページになります。去る 2 月 13 日午前 10 時頃より、被設定人立ち会

いのもと、14番委員とともに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル下部でのブルーベリーの営農ですが、苗の数が揃わないとの理由から、生産は予定より遅れていましたが、植え付けはされていまして、今後は、草刈り等の管理をしっかり行い、計画どおり収穫できるよう指導を行いました。以上、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 次に、申請番号4番から6番について、現地調査委員を代表しまして14番委員から報告をお願いします。

14番委員 議案第23号申請番号4番から6番について、現地調査の報告をいたします。なお、この3件は被設定人が同一であることから、一括して現地調査についてご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。現地案内図は13ページから15ページになります。3件とも、現在許可されている営農型陽光発電を継続して行うため、農地法第5条の許可の申請を行ったものでございます。先に審議されました議案第16号申請番号4番、5番、6番と関連するものです。現地調査は私と4番委員の2名で、申請者及び営農者の立ち会いのもとに行いました。まず、申請番号4番でございますが、2月13日午前11時頃より、立地基準、一般基準につきまして、調査項目に基づき申請人及び営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、許可条件を満たしているものと判断してまいりました。

続きまして、申請番号5番の現地調査は、2月13日午前10時30分頃より、立地基準、一般基準につきまして、調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況を調査いたしました。結果、許可条件を満たしているものと判断いたしました。なお、導入作物がブルーベリーということで、苗の生育状況が若干遅れているように見受けられましたので、早期の収穫が可能となるように、栽培管理に万全を期すように指導してまいりました。

最後となりますが、申請番号6番の現地調査は、2月13日午前11時30分頃より行いました。立地基準、一般基準につきまして、調査の項目に基づき、申請人及び営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、許可条件を満たしているものと判断いたしました。なお、農作物の栽培にあたりまして、令和5年の高温等の障害、気象条件によりまして、予定した収量の確保が困難であったとのことでありました。今後もこのような異常気象が予想されることから、異常気象にも対応するような品種、技術等を積極的に導入するように要請してまいりました。以上3件の現地調査の結果をご報告いたします。皆様のご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 24 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 24 号についてご説明をいたします。当日配付議案資料の 3 ページから 8 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。現地調査の結果、農地と判定された土地が 3 筆ございます。申請番号 1 番の鹿島区永渡字尾張沢地内の田 1 筆、申請番号 22 番の小高区女場字山神前の畑 1 筆、申請番号 27 番小高区神山字堂平の畑 1 筆、以上 3 筆を農地、それ以外の土地を非農地ということで判定をさせていただきました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 4 番について、現地調査委員を代表しまして、10 番委員から報告を願います。

10 番委員 議案第 24 号申請番号 1 番から 4 番について、一括して現地調査の結果を報告いたします。去る 2 月 5 日午前 9 時より、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局職員 1 名の計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番について報告いたします。現地は鹿島区永渡地区にあり、証明を求める土地が 12 筆あります。現地案内図は、地番で 106 番から 175 番までが 16 ページ、180 番から 50 番が 17 ページになります。106 番ですが、農地の草刈管理がされており、直ちに耕作することが可能であると判断し、農地と判断しました。129 番は山林に囲まれている土地になっており、竹、萱、雑木等が生い茂り、非農地と判断しました。143 番は狭い土地であり、竹が生い茂っているため、非農地と判断しました。167 番と 168 番は農業用ため池になっているため、非農地と判断しました。174 番と 175 番は竹や雑木が生い茂り、復元は困難であるとし、非農地と判断しました。180 番は山林に囲まれた土地で、竹や雑木等が生い茂り、周囲の土地を含め原野化しており、復元が困難なことから、非農地と判断しました。189 番、190 番、191 番の 3 筆についても、雑木や竹が生い茂り、非農地と判断しました。50 番は山林に囲まれた土地になってお

り、復元が困難であるため、非農地といたしました。

続きまして、申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 1 8 ページになります。現地は鹿島区御山地区にあり、山林に囲まれた土地で 3 5 年耕作されておらず、竹、雑木等が生い茂っているため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 3 番になります。現地案内図は 1 9 ページになります。現地は鹿島区山下地区にありまして、高速道路の下に位置する土地です。太い杉や松が生い茂り山林化していたため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 4 番について報告いたします。現地案内図は 2 0 ページになります。現地は鹿島区浮田地区にあり、田と堤の間にある土地になります。堤の土手になっており、太い木が生え山林化しているため、非農地と判断しました。皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 5 番から 1 5 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員 議案第 2 4 号申請番号 5 番から 1 5 番について、現地調査の報告をいたします。去る 2 月 5 日午後 1 時頃より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局 1 名の合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 5 番についてですが、現地案内図は 2 1 ページになります。現地は狭小かつ不整形であることから、農地として復元しても継続して利用することは困難であると思われ、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 6 番についてですが、現地案内図は 2 2 ページになります。現地は長年の不耕作により森林化、竹林化しており、農地として再生が困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 7 番についてですが、現地案内図は 2 3 ページになります。現地は雑木が生い茂り、かつ三角形の狭小地であり、農地として継続して利用することが困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 8 番についてですが、現地案内図は 2 4 ページとなります。現地は県道に接道していますが、東西の高低差が 3 メートルほどある傾斜地かつ変形地であり、現況は竹藪が生い茂っており、継続して農地として利用することが困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 9 番についてですが、現地案内図は 2 5 , 2 6 ページとなります。現地は立ち入りができないほど森林化しており、航空写真により確認を実施しました。農地として復元することが困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 1 0 番についてですが、現地案内図は 2 7 ページとなります。申請番号 9 番と同様に、立ち入りができないほど森林化しており、航空写

真による確認を実施しました。農地として復元することは困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 11 番についてですが、現地案内図は 28 ページになります。現地は狭小かつ傾斜地であり、農地として復元しても継続して利用することは困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 12 番についてですが、現地案内図は 29 ページとなります。現地は狭小地で樹木があるため、復元して農地として利用することは困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 13 番についてですが、現地案内図は 30, 31 ページとなります。いずれの土地も狭小地であり、下太田の土地については筆界未定地のため復元することもできず、農地として継続して利用することは困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 14 番についてですが、現地案内図は 32 ページとなります。現地は周辺が住宅化されており、周辺の土地より 2 メートルほど高く盛り土され、また進入路もなく飛び地となっているため、農地として復元することが困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 15 番についてですが、現地案内図は 33 ページとなります。現地は立ち入りができないほど森林化しており、航空写真による確認を実施しました。農地として復元することは困難であることから、非農地と判断しました。以上、申請番号 5 番から 15 番まで、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、申請番号 16 番から 20 番について、現地調査委員を代表しまして、11 番委員から報告を願います。

11 番委員 議案第 24 号申請番号 16 番から 20 番について、現地調査の報告をいたします。去る 2 月 9 日午前 9 時頃より、私と農地利用最適化推進委員 1 名、事務局 1 名の合計 3 名で現地調査を行いました。まず、申請番号 16 番について、現地案内図は 34 ページになります。現地は傾斜地で竹林化しており、農地として利用困難と思われることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 17 番についてですが、現地案内図は 35 ページになります。2 箇所ともに杉林となっており、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 18 番についてですが、現地案内図は 36 ページとなります。自宅裏の畑については、傾斜地であり山林化しているため、非農地と判断しました。現地案内図 37 ページの水田については、進入道路がなく、完全に山林化していることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 19 番についてですが、現地案内図は 38 ページです。

震災以前は苗木畑として利用されていたようですが、利用されなくなり苗木が大木化し山林化しておりますので、非農地と判断いたします。

続きまして、申請番号 20 番についてですが、現地案内図は 39 ページになります。こちらも震災以前は苗木畑として利用していたようですが、手入れが行き届かなくなり、苗木が大木化してしまったことから、非農地と判断いたしました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、申請番号 21 番から 27 番について、現地調査委員を代表しまして、7 番委員から報告を願います。

7 番委員 議案第 24 号申請番号 21 番から 27 番について、現地調査の報告をいたします。去る 2 月 9 日午後 1 時より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局 1 名の合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 21 番ですが、現地案内図は 40 ページです。きれいに草は刈ってあるものの、土質が悪く、農地として継続利用は困難と判断し、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 22 番についてですが、現地案内図は 41 ページです。小高区女場字猿田の土地は傾斜地であり、今後の耕作は困難であると思いますので非農地と判断いたしました。女場字山神前の土地については、農地の利用状況に問題があるので、今回は非農地ではなく、農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 23 番及び 24 番ですが、現地案内図は 42 ページです。2 箇所とも狭小かつ山林に囲まれていて、現地に行くのは難しい状況なので、航空写真で見て、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 25 番についてですが、現地案内図は 43 ページです。山林に囲まれていて竹林になっており、どこが畑なのか分からない状況でありましたので、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 26 番についてですが、現地案内図は 44 ページです。13 筆全て狭小地で道もなく、山林に隣接しているため、今後耕作するのは困難と思い、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号 27 番についてですが、現地案内図は 45 ページです。面積が広大ですが草刈りされており、現地に行く道もあります。土質に問題があるとのことでしたが、隣接している畑で野菜が作られていたので、今回は農地と判断いたしました。以上 7 件について、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 1、議案第 2 5 号「令和 6 年度標準農作業料金の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 5 号についてご説明いたします。議案書の 4 9 ページから 5 0 ページになります。令和 5 年 1 2 月 1 5 日開催の農地専門委員会で協議した素案をもとに、令和 6 年 1 月 1 9 日開催の標準農作業料金検討会議で原案を作成し、その結果を定例総会において、決定を求めるために提案させていただくものです。内容としましては、1 月定例総会の農地専門委員会で報告いたしました内容から変更はありません。この内容についてご審議いただき、決定となれば各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 2、議案第 2 6 号「農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、9 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 6 号についてご説明いたします。議案書の 5 1 ページから 5 2 ページになります。農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予を受けている方について、農業経営を引き続き行っていることの証明であります農業経営継続証明書の証明願出について、贈与税納税猶予が 7 件ございます。なお、総会において承認されますと、税務署へ農業経営継続証明書を提出することになっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
 9 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 5 件及び議案 1 5 件、合わせて 2 0 件の審
議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の 2 月定例総会を閉会とい
たします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後 2 時 5 0 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

議事録署名人 (1 番・ウラシマ ヒデユキ)

議事録署名人 (2 番・コンノ ヒデユキ)

議事録署名人 (3 番・タカクラ ヒロノブ)
